

【共生社会に関する調査会】

(1) 活動概観

〔調査の経過〕

第143回国会の平成10年8月31日に設置された共生社会に関する調査会は、まずは「女性に対する暴力」を具体的テーマとして取り上げ、鋭意調査を行っている。

今国会においては、平成11年2月3日、「女性に対する暴力の現状と課題」について、弁護士渡辺智子氏、東京医科歯科大学難治疾患研究所助教授小西聖子氏及びアディクション問題を考える会（AKK）代表米山奈奈子氏の3名を参考人として招き、それぞれ意見を聴取した後、委員と参考人との意見交換を行った。

次いで、女性に対する暴力についての現状及び取組状況について政府等から説明を聴取することとし、「女性に対する暴力の現状と課題」について、2月10日、警察庁、法務省及び最高裁判所から、4月19日、文部省、厚生省及び労働省から、それぞれ説明を聴取し、質疑を行った。

こうした参考人からの意見聴取及び政府等の取組状況を踏まえ、5月12日、「女性に対する暴力についての現状と課題」について委員間の自由討議を行った。

6月30日、本調査会は、これまでの調査を踏まえ、女性に対する暴力について意見を集約し、6項目の柱からなる提言を取りまとめた。

〔調査の概要〕

平成11年2月3日の調査会では、参考人から、性暴力に関する裁判官・検察官等の研修、強姦罪等の告訴期間の撤廃、訴訟以外の救済システムの創設等が必要である、強姦被害は最も高率にPTSD（外傷後ストレス障害）を発生させるものであるが、我が国では性犯罪被害者相談活動は極めて不十分で、この分野の専門家も少数である、暴力被害女性の駆け込み寺的存在である民間シェルターに対する公的助成やシェルダースタッフの安全確保が必要である、等の意見が述べられた。

委員との意見交換においては、①性暴力の被害に遭った女性は、殺されるかもしれないという恐怖から感情が麻痺したり、現実感がなくなったりするため、まず抵抗するはずだとの考え方は非現実的である、②被害者の安全確保のために、面会禁止等の仮処分に反する行為に対し、刑事罰を適用するような法的措置が求められる、③暴力加害者の継続的カウンセリングがドメスティック・バイオレンス防止に必要であるが、我が国ではその取組がほとんどなされていない。また、アメリカでもカウンセリングを受けたがらない重度の加害行為者にいかに参加を強制させるかが課題とされている、④時代に適応していない婦人補導院などの施設を公的シェルターなどに転用することを検討すべきである、⑤民間のシェルターが力を付けていくためには、家賃補助や人件費に対する公的助成制度の確立などが必要である、等の意見が述べられた。

2月10日の調査会では、①被害女性のための総合的相談窓口の必要性、②通り魔的な強姦に関しては、犯行の前後等の状況を勘案することなく、直ちに実刑を科すことが女性に対する性暴力の抑止力となる、③警察官、検察官、人権擁護委員、家事調停委員等に対する

るジェンダーの視点に立った研修の必要性、④ドメスティック・バイオレンスの加害者の行動を規制する立法措置の必要性、⑤性暴力被害女性の精神的な立ち直りの期間を参酌し、強姦罪の告訴期間6か月を無期限とすることを検討する必要性、⑥現場の警察官がドメスティック・バイオレンスに際して家庭内に介入できるミニマムスタンダード的な指導指針を作成しておく必要性、等について質疑が行われた。

4月19日の調査会では、①女性に対する暴力を取り扱う機関としての法的根拠を婦人相談所に与える必要性、②女性に対する暴力の問題に対応するための婦人相談所等の研修体制、③母子生活支援施設入所及び児童扶養手当支給の要件緩和、④婦人保護施設への精神科医、心理判定員等の配置基準改善の必要性、⑤母子家庭の母親に対する公共職業訓練制度の周知徹底、等について質疑が行われた。

5月12日の調査会では、①女性に対する暴力は世界共通の問題であり、我が国において地域的偏りがあるとすれば、それはむしろ潜在化しているにすぎない、②ドメスティック・バイオレンスへの対応策なり立法化に必要な社会事実の明確化のためにも、実態を把握するための調査を行うべきである、③ドメスティック・バイオレンスを根本的に解決していくためには、長期的には学校教育において性差別的な意識を改革し、一人の人間としてその価値を認めていく啓発がなければならない、④ドメスティック・バイオレンスを女性に対する一般的な暴力と同様に法律で律していくことが望ましいのか、十分検討する必要がある、⑤女性に対する暴力の基本法を制定する場合には、その目的を明確にし、立法事実を明らかにするとともに、この法律によってどのような社会が構築できるのかを示していく必要がある、⑥女性に対する暴力の基本法を制定すれば、現行制度の下での対応が取りやすくなるとともに、夫婦間暴力が犯罪であることの法的な明確化によって、抑止効果が期待できる、⑦女性に対する暴力については、その課題を、現行法で対応できるもの、法改正が必要なもの、新規立法が必要なものにそれぞれ区分して、対応に向けての議論を進めていくことが必要である、等の意見が述べられた。

以上のような調査を通じ、女性に対する暴力についての法的対応策については今後の検討課題とし、当面する課題について本調査会として意見を集約、6月30日、次の提言を取りまとめた。

なお、提言のうち、緊急を要する事項で予算措置が必要なものについては、関係省庁等において早急に検討を行い、概算要求に反映させていくべきとした。

○ 女性に対する暴力についての提言

1 女性に対する暴力についての調査・研究

女性に対する暴力の実態調査については、速やかにこれを実施し、その結果を広く公表するとともに、特に緊急性を有する被害女性の保護、精神的ケア対策等については、早期に有効、適切な措置を講ずるべきである。

さらに、定期的な実態調査や暴力の発生原因の究明等を行い、暴力への対応策を総合的、継続的に検討していく必要がある。

2 暴力被害者に対する支援体制

(1) 暴力被害者対策は、その所管が各省にまたがることから、関係省庁等が十分連携し

問題解決に当たるとともに、地域においても、医療機関、弁護士会、民間支援団体等をも含めたネットワークの確立が必要である。

- (2) 女性に対する暴力に関し、専門的な知識と経験を有する者から成る総合相談窓口の設置や精神的ケア・サポート体制を充実するとともに、その周知を図る必要がある。

3 暴力被害者のためのシェルターの在り方

被害女性の相談や保護のための公的な事業は、主に売春防止法上の婦人相談所において通達に基づき行われているが、法の目的と現状が著しく乖離し対応にも限界がみられる事から、被害女性の保護施策の在り方について法改正を含め抜本的に検討する必要がある。さらに、時代に適応していない婦人補導院についても、シェルターへの転用等その在り方に関して検討する必要がある。

また、民間シェルターは、被害女性支援に重要な役割を果たしていながら、厳しい運営を強いられていることから、財政的な支援策等について検討する必要がある。

4 女性に対する暴力についての関係職員の研修

個々のケースに対応する、警察、司法、医療、福祉等の関係職員が、女性に対する暴力の問題を正しく認識し、公平、公正な判断が行えるよう、ジェンダーの視点に立った研修の充実を急ぐべきである。

5 女性に対する暴力についての予防、啓発

女性の人権が尊重され、暴力のない社会を実現するためには、学校教育・社会教育等の場における教育・啓発活動の充実を始め、様々な媒体を利用した広報活動の充実、女性のエンパワーメントのための施策の推進により、性差別意識の改革や女性の自立を図る必要がある。

また、加害者に対するカウンセリングや教育プログラムなどの検討も必要である。

6 ドメスティック・バイオレンスについての対応

(1) 警察の対応

ドメスティック・バイオレンスの抑止のためには、家庭内の問題であっても法に触れるような場合は、被害の状況を客観的、正確に把握した上で、警察として適切な対応をする必要がある。その際、一線の警察官が適切な状況判断ができるよう、ミニマムスタンダードのような指導指針を作成し、その徹底を図る必要がある。

(2) 接近禁止等の仮処分命令

被害女性が裁判所に申し立てる加害者の接近禁止等の仮処分命令については、迅速性や保証金の要否の点で、暴力から逃れた女性の要請にこたえきれていないことから、被害女性が利用しやすいものとなるよう検討する必要がある。

(3) 経済的自立支援策

被害女性の経済的自立支援のためには、問題の本質を十分認識した上で、関連する就労、母子福祉等の施策の連携と充実を図る必要がある。

(2) 調査会経過

○平成11年2月3日（水）（第1回）

- 理事の補欠選任を行った。
- 参考人の出席を求めるなどを決定した。
- 男女等共生社会の構築に向けてのうち、女性に対する暴力についての現状と課題に関する件について参考人弁護士渡辺智子君、東京医科歯科大学難治疾患研究所助教授小西聖子君及びアディクション問題を考える会代表米山奈奈子君から意見を聴いた後、各参考人に對し質疑を行った。
- 委員派遣を行うことを決定した。
- 共生社会に関する調査のため必要に応じ参考人の出席を求めるなどを決定した。

○平成11年2月10日（水）（第2回）

- 男女等共生社会の構築に向けてのうち、女性に対する暴力についての現状と課題に関する件について政府委員、法務省及び最高裁判所当局から説明を聴いた後、政府委員、警察庁、法務省及び最高裁判所当局に対し質疑を行った。

○平成11年4月19日（月）（第3回）

- 男女等共生社会の構築に向けてのうち、女性に対する暴力についての現状と課題に関する件について政府委員から説明を聴いた後、政府委員に対し質疑を行った。
- 派遣委員から報告を聴いた。

○平成11年5月12日（水）（第4回）

- 男女等共生社会の構築に向けてのうち、女性に対する暴力についての現状と課題に関する件について意見の交換を行った。

○平成11年6月30日（水）（第5回）

- 共生社会に関する調査報告書（中間報告）を提出することを決定した。
- 共生社会に関する調査の中間報告を申し出ることを決定した。

○平成11年8月13日（金）（第6回）

- 共生社会に関する調査の継続調査要求書を提出することを決定した。
- 閉会中における委員派遣については会長に一任することに決定した。

(3) 調査会報告要旨

共生社会に関する調査報告（中間報告）

【要 旨】

本調査会は、共生社会に関して長期的かつ総合的な調査を行うため、第143回国会の平成10年8月に設置された。

本調査会は、男女の共生を中心として調査を進めることとし、「男女等共生社会の構築に向けて」を当面のテーマとした。さらに、委員間の自由討議を経て、「女性に対する暴力」と「女性の政策決定過程への参画」を具体的テーマとして取り上げ、まずは「女性に対する暴力」から調査を行うこととした。参考人からの意見聴取及び政府等からの説明聴取並びに委員間の自由討議等を通じて調査を進めてきた結果、ドメスティック・バイオレンス対策特別法の制定等の法的対応策等については、今後の検討課題とすることとし、当面する課題について本調査会として意見を集約し、提言として取りまとめ、去る6月30日、その調査報告書（中間報告）を議長に提出した。

本調査会として取りまとめた提言の内容は、次のとおりであるが、このうち緊急を要する事項で予算措置が必要なものについては、関係省庁等において早急に検討を行い、概算要求に反映させていくべきである。

1 女性に対する暴力についての調査・研究

実態調査を速やかに実施し、結果を広く公表し、特に被害女性の保護等については、早期に有効、適切な措置を講ずるべきである。さらに、定期的な実態調査等を行い、暴力への対応策を総合的、継続的に検討する必要がある。

2 暴力被害者に対する支援体制

(1) 暴力被害者対策は、関係省庁等が十分連携し問題解決に当たるとともに、地域においても、医療機関等をも含めたネットワークの確立が必要である。

(2) 総合相談窓口の設置、精神的ケア・サポート体制の充実及び周知を図る必要がある。

3 暴力被害者のためのシェルターの在り方

被害女性の相談等の公的事業は、主に売春防止法上の婦人相談所において行われているが、法の目的と現状が乖離し対応にも限界があるので、法改正を含め抜本的に検討する必要がある。また、民間シェルターへの財政的な支援策等を検討する必要がある。

4 女性に対する暴力についての関係職員の研修

警察、司法、医療、福祉等の関係職員が、問題を正しく認識し、公平、公正な判断が行えるよう、ジェンダーの視点に立った研修の充実を急ぐべきである。

5 女性に対する暴力についての予防、啓発

学校教育等における教育・啓発活動の充実を始め、広報活動の充実等により、性差別意識の改革等を図る必要がある。加害者に対するカウンセリング等の検討も必要である。

6 ドメスティック・バイオレンスについての対応

(1) 警察の対応

家庭内の問題であっても法に触れる場合は、被害状況を正確に把握した上で、警察が適切な対応をする必要がある。その際、指導指針の作成及び徹底が必要である。

(2) 接近禁止等の仮処分命令

加害者に対する接近禁止等の仮処分命令は、迅速性や保証金の要否の点で要請にこたえきれていないので、被害女性が利用しやすいものとなるよう検討する必要がある。

(3) 経済的自立支援策

被害女性の経済的自立支援のため、関連する就労、母子福祉等の施策の連携と充実が必要である。